

平成 17 年 2 月 23 日

中央環境審議会 地球環境部会  
部会長 須藤 隆一 様

委員（社）日本経済団体連合会  
地球環境部会長 植木 晃章

2 月 23 日（水）開催予定の第 27 回会合につきましては、誠に残念ではございますが、事情により欠席させて頂きます。

つきましては、下記の通り、「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな温暖化対策の方向性について（第一次答申案）」への意見を提出させて頂きます。

ご配慮方、よろしくお願ひ申し上げます。

記

※最優先項目として、下記の事項への配慮をお願い申し上げます。

78 頁（各業種の自主行動計画に基づく取組の促進）

<意見>

3 つ目の○の「したがって」以降を以下の通り修文願いたい。

「京都議定書目標達成計画においては、経団連自主行動計画目標を十分に達成する蓋然性を高める取組が必要であり、その際には経団連自主行動計画の下の個別業種が、各自の目標に向かい全力で取組むことが奨励される。」

<理由>

「日本経団連自主行動計画」は、個々の業種・企業ではなく、産業界が一体として実現する一種のチームワーク的な枠組みとなっており、各プレーヤーの足らざるを補い合う仕組みになっています。各業種の長期に渡る産業活動が不透明な中で、この仕組みは目標達成のために有効に機能しており、今後も維持すべき枠組みといえます。仮に各業種の目標達成のみが評価されるのであれば、あたかも、チームプレーを弱めることに通ずるものと思われます。

さらに、業種別目標の「目標達成計画」への位置付けは、実質的な業種別排出枠の設定にも繋がりかねないものと考えられます。また、全ての業界は目標に向かい全力で取組んでおりますが、各業界が自らの目標達成のみにこだわることは、せっかく進みつつある異業種間の効果的な連携にと

って好ましいことではありません。さらに、日本経済が活力を維持するために必要な、産業構造のダイナミックな転換にも影響を与えるものと懸念します。

一方、現在経団連では、自主行動計画に未参加の業界への参加の働きかけを行っていますが、政府が個別業界ごとの目標を計画に位置付け、その達成を担保させようとする姿勢を示せば、自主行動計画に新たに参加する業界は現れないと懸念されます。

以上を踏まえ、個別業種毎の目標の記載には反対いたします。

政府が行うべきは、まずは業界全体としての自主的な取組を促すような施策を考え、その上で、個別業種の努力を奨励する施策を検討すべきと愚考いたします。

産業政策の歴史で見ても、個別業種の仔細詳細に政府が関与して、うまく行ったことはないと考えます。

(なお、8月の中間まとめでは、注脚欄とはいえ反対意見があることが明記されており、議論なくそれを削除してしまうのはいかがかと考えます)

※以下の各項目につきましても、最大限配慮をお願い申し上げます。

**44 頁 (事業者等による自主的取組の促進)**

<意見>

第2段落の最後に「また、より多くの主体が、それぞれのレベルに応じて、より高い目標に向けた取組を継続的に進めることができる」を追加願いたい。

<理由>

自主行動計画のメリットとして追記願いたい。

**46 頁 (国内排出量取引制度)**

<意見>

第3段落の最後に、「また、国による公平な排出枠の設定は不可能と言え、新規産業の扱いなど、産業構造の高度化の阻害要因ともなりうるとの指摘があった。」を追加願いたい。

<理由>

これまでの部会での審議を踏まえた記述をしていただきたい。

77 頁 (電気事業における取組)

<意見>

一つ目の\*の3行目、「関係者が一体となって」を「事業者・国・自治体が一体となって」に修正願いたい。

<理由>

原子力は、「エネルギー基本法」において国の基幹電源として明確に位置付けられており、官民一体となった推進が必須です。その設備利用率向上についても、わが国の京都議定書目標達成には必要不可欠であり、地域に根ざした理解活動など、官民一体となって取組むことにより初めて実現可能となります。これを明確に示すためにも、修正頂きたい。

79 頁 (各業種の自主行動計画に基づく取組の促進)

<意見>

1つ目の○の5行目の「・・・国別登録簿の政府口座又は償却口座に無償でクレジット移転することが必要である。」以降に、「この事業者による政府口座又は償却口座へのクレジット移転にあたり、政府は、インセンティブの付与・支援措置を講じることを検討すべきである。」を追加願いたい。

<理由>

自主行動計画の目標達成に活用される京都メカニズムのクレジットについては、少なくともわが国の目標達成への寄与という視点から見て、国内での省エネ等の排出削減努力と同義であります。したがって、政府償却口座に移転されるクレジットについては、クレジット量見合いのエネルギー諸税の減免・還付または、補助金による対策の助成など、推進に向けた支援措置を講じるべきかと考えます。

以上